

平成30年度

志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書

志摩市監査委員



監査第 54 号  
令和元年8月19日

志摩市長 竹内 千尋 様

志摩市監査委員 中島 郁弘

志摩市監査委員 濱口 三代和

平成30年度志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度志摩市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

## 目 次

志摩市水道事業会計	1
志摩市立国民健康保険病院事業会計	2
志摩市下水道事業特別会計	3

## 平成30年度 志摩市水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比率名	平成30年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0	

#### (2) 個別意見

##### 資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産の金額が 1,739,099 千円で、流動負債の科目から企業債等を除いた金額は 133,518 千円となっている。資産が負債を大きく上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

近い将来の水需要の減少や建設事業投資の増大に備えた事業計画の見直しを早急に望むものである。

# 平成30年度 志摩市立国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	平成30年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

### (2) 個別意見

#### 資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産の金額が185,270千円で、流動負債の科目から企業債等を除いた金額は87,627千円となっている。資産が負債を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

今年度の一般会計からの繰入額は461,986千円と前年に比し44,614千円減少している。これは医業収益が増加したことで、赤字が減少したためである。厳しい経営状態は依然として解消されていないが、収支改善に向けた取り組みの成果が表れ始めている。

### (3) 是正改善を要する事項

時代の要請や市民が求める医療サービスの質を維持し、医業収益の回復に努め、経営の健全化に向け一層の努力を望むものである。

# 平成30年度 志摩市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

(単位：%)

比 率 名	平成30年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

### (2) 個別意見

#### 資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定となる事項を記載した書類」から確認すると、歳入額が535,329千円で、歳出額が516,404千円となっている。歳入額が歳出額を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。